

鉱業法改正

(Act 20/2014: Lei de Minas)

1. 背景及び概要

石油・ガス以外の鉱物資源の探査及び使用は、鉱業法 (Act 14/2002 of June 26: “Lei das Minas”) と鉱業法規則 (Decree 62/2006 of December 26) にて規定されている。

石油・ガス以外の鉱物資源の生産に係る税については、鉱物の生産に関する税 (Act 11/2007 of June 27 : “Imposto sobre a Producao Mineira”) があり、1) ダイヤモンド、金、シルバーなどの貴金属は 10%、2) 準貴石は 6%、3) 基礎原料は 5%、4) 石炭及びその他資源は 3%となっている。また、鉱山の土地に対する Surface Tax が徴収される。鉱物資源への税額 (ロイヤルティ) が比較的低いため、モザンビーク政府は、政府 (国営企業) の鉱物事業への参加によって、鉱物資源による国家税収の増加や経済開発を行うことを目指している。

石炭や貴金属等の鉱物資源の開発が進む中、モザンビーク政府は、2012年12月18日、更なる投資を呼び込み、より透明な資源開発を進めるため、鉱業法改正案を閣議承認した。鉱業法改正案は、議会にて審議された後、2014年7月31日、最終承認された。その後、大統領による布告をへて、2014年8月18日、鉱業法改正が施行された。

鉱業法改正の議会承認に関する新聞報道では、鉱物権やライセンスの移譲について、国家が「適切な受領 (receita justo)」を行うことが述べられていたが、鉱業法改正には、この条項は記載されていない。新聞報道では、Rio Tinto は、2011年のRiverside からのコンセッション売却を巡って、国税局と対立している。国税局は、Rio Tinto に徴税基礎の計算フォームを手交しているが、Rio Tinto は、Riverside からの移譲は、海外で行われたものであるから、モザンビーク政府への財政的責務を負っていないと主張している (O Pais, 12 August 2014)。VALE は、石炭市況の低迷の中、各種税の減額と、支払が遅延している VAT 返還を行うことを要請している (<http://allafrica.com/stories/201408183182.html>) 。

2. 主な改正箇所

(1) ライセンス (Article 5)

既存のライセンス (①Prospecting and research license, ②Mining Concession, ③Mining Certificate, ④Mining Pass) に加えて、新たに以下のライセンスが追加された。

- ⑤ 鉱物処理ライセンス (Mining Treatment License: “Licença de tratamento mineiro”)
- ⑥ 鉱物加工ライセンス (Mining Processing License: “Licença de processamento mineiro”)
- ⑦ 鉱物製品商品化ライセンス (Mining product commercialization license: “Licença de comercialização de produtos minerais”)

以下については、ライセンスではなく、政府からの許認可を必要とする。

- a) 公益事業の建設のための鉱物資源の開発
- b) 地理的調査
- c) 化石や考古的発見のための抽出

(2) 地域の定義 (Article 6)

鉱物活動の地域として、以下の3地域が定義されている。

- ① 利用可能な地域 (Available Area)
- ② 保護地域 (Reserved Area)
- ③ 指定地域 (Designated Area)

このうち、保護地域と指定地域が、鉱物資源の探査、開発、加工などに適用する地域となっている。

(3) 鉱物契約 (Article 8)

鉱物契約には、以下の条項を含めることとする。

- a. 鉱物事業における政府の参加
- b. 最小の地域的内容 (minimum local context)
- c. 地元の雇用と職業訓練計画
- d. 鉱物の付加価値のためのインセンティブ
- e. 社会的責任 (CSR) のための活動
- f. 政府、企業、コミュニティ間の合意書 (MOU)
- g. 異議申し立ての解決メカニズム
- h. 事業における、鉱物地域のコミュニティが含まれて、利益となる方法

鉱物契約は、Boletim da Republicaにて出版される。鉱物契約とその修正については、議会の認知のため、議会に送付される。

(4) 税金 (Article 16)

鉱物ライセンスの所有者は、以下の税の支払に課される。

- a. 所得税 (Imposto sobre o rendimento)
- b. 付加価値税 (Imposto sobre valor acrescentado: IVA)
- c. 生産税 (Imposto sobre a produção)
- d. 面積 (Surface) 税 (Imposto sobre a superfície)
- e. 地方公共税 (Imposto autárquicos) (適用される場合)
- f. その他の税

鉱物ライセンスの請求手続きにおいて、鉱物ライセンス所有者は、各租税手続きの支払を行う義務がある。鉱物資源の輸出においては、法律で規定された税を支払うこととする。

(5) 採掘産業最高機関の設置 (High Authority of Extractive Industry: Alta Autoridade da Industria Extrativa) (Article 25)

行政的自立と独立採算を有する、採掘産業最高機関を創設する。採掘産業最高機関は、閣議審議会が定款を承認し、権限、構成、権利、機能、組織構成等を定義する。採掘産業最高機関は12ヵ月以内に設立される。(この採掘産業最高機関については、議会でも議論が多くあり、透明性の問題が指摘されている。右機関の構成については、法律で規定されることが提案されている)

(6) 国家鉱物研究所 (National Institute of Mine) (Article 26)

鉱物資源省によって認可された鉱物活動の規制機関として、国家鉱物研究所を設立する。国家鉱物研究所の主な権限は以下の通り。

- a. 鉱物セクター開発政策を立案する
- b. 新鉱山の開設及び鉱山リハビリや閉山に関するプロジェクトと技術的経済的調査を分析し、承認する
- c. 探査ライセンス、鉱物コンセンションの許認可プロセスを受領、準備、調整、分析する
- d. 他の機関と調整して、鉱物資源の予測、調査、採掘、使用、利用を促進、支援、管理する

e. 小規模の鉱山者を促進、支援、管理する

(7) 予測・探査ライセンス (prospecting and research license: licença de prospecção e pesquisa) (Article 39)

予測・探査ライセンスの有効期間は、

- ① 建設用の鉱物資源の場合は、2年間、その後2年の更新が可能である。
- ② その他鉱物資源 (water mineral を含む) は、5年間、その後3年間の更新が可能である。

(8) 鉱物コンセッション (Article 42、44)

鉱物コンセッションの期間は、25年間であり、その後25年間の延長が可能である。

鉱物コンセッションの所有者は、最大24ヵ月間以内に鉱物事業活動を開始することとし、最大48ヵ月以内に鉱物生産を開始することとする。しかしながら、鉱物生産の開始については、不可抗力という状況や政府の決定によっては、延長されることがある。

(9) 鉱物処理ライセンス (Mining treatment license: Licença de tratamento mineiro) (Article 56)

鉱物コンセッション、鉱物証明、鉱物パスのライセンス所有者は、鉱物処理ライセンスの認可をもって、鉱物処理の活動を行うことができる。

(10) 移譲 (Article 62)

鉱物権やライセンスの権限及び義務の移譲は、モザンビークの法律に基づいて行われ、政府の承認を必要とする。鉱物権やライセンスの移譲は、鉱物ライセンスの承認から2年間の鉱物活動を実施した後に発生することとし、移譲の要請は、活動実施報告書及び国税局 (administração tributaria) で発行した債務消滅証書 (certidão de quitação fiscal) を伴わなければならない。

前項で規定したことを行わなければ、鉱物権やライセンス、株参加等に関する移譲は、モザンビーク領域内で有効としない。

鉱物権は、ライセンス所有者の死亡や能力欠如によっても移譲される。

(11) 保障 (Article 66)

国家は、法律に基づいて発行された鉱物権に係る鉱物活動への投資について、安全を保障し、物品・権限の所有権の保護を保障する。

(12) 海外への送金 (Article 67)

国家は以下の海外送金を保障する。

- a. 投資の結果輸出できる利潤
- b. ロイヤルティもしくはその他の所得 (譲渡や技術移転に間接的に関連した投資などに係るもの)
- c. 債務の償還
- d. 投資された海外資本
- e. 非居住団体への支払義務のための金額